

福岡県公報

平成30年6月1日
第3996号

目次

告示(第552号-第558号)

○小規模卸売市場の廃止の届出	(園芸振興課) …………… 1
○卸売業務の廃止の届出	(園芸振興課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
公 告	
○落札者等の公示	(県民情報広報課) …………… 3
○落札者等の公示	(県民情報広報課) …………… 4
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 4
○平成30年度職業訓練指導員試験の実施	(職業能力開発課) …………… 4
○保安林の皆伐面積の限度の公表	(農山漁村振興課) …………… 7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) …………… 7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 9

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 9
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課) …………… 9
○建設業の許可の取消し	(建築指導課) …………… 9

選挙管理委員会

○政治団体の平成28年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課) …………… 10
○政治団体の平成27年分収支報告書の要旨、平成26年分収支報告書の要旨(期限後提出)及び平成28年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課) …………… 12

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課) …………… 14
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課) …………… 16
○機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活保安課) …………… 18
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課) …………… 19
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) …………… 21
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) …………… 22
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課) …………… 23

告 示

福岡県告示第552号

福岡県卸売市場条例(昭和46年福岡県条例第46号)第29条の規定に基づき、次のように平成30年3月31日付けで小規模卸売市場の廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小 川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	卸売市場の廃止年月日
---------	----------	---------	---------------	------------

豊前小規模卸売市場	豊前市大字赤熊921	青果部	豊前青果協同組合 代表理事 吉富 幸吉	平成30年 3月31日
-----------	------------	-----	------------------------	----------------

福岡県告示第553号

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第29条の規定に基づき、次のように平成30年3月31日付けで卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業者の名称及び代表者氏名	卸売業務の廃止年月日
豊前小規模卸売市場	豊前市大字赤熊921	青果部	豊前青果協同組合 代表理事 吉富 幸吉	平成30年 3月31日

福岡県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	一般国道	385号	前	大川市大字下木佐木39番1先から 大川市大字下木佐木32番6先まで	17.0 ～ 36.4	100.0
			後	大川市大字下木佐木39番1先から 大川市大字下木佐木32番6先まで	17.0 ～ 36.4	

福岡県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
久留米	県道	保木井線	前	うきは市浮羽町高見335番3先から うきは市浮羽町高見1428番3先まで	6.7 ～ 14.0	153.9	うち県道八女香春線重用延長27.6メートル、 県道筑後大石停車場線重用延長38.6メートル
			後	うきは市浮羽町高見335番3先から うきは市浮羽町高見1428番3先まで	10.2 ～ 55.8		うち県道筑後大石停車場線重用延長38.6メートル

福岡県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

久留米	県道	八女線 香春	前	うきは市浮羽町高見1441番3先から うきは市浮羽町高見342番1先まで	7.5 ～ 16.0	263.7
			後	うきは市浮羽町高見1441番3先から うきは市浮羽町高見342番11先まで	10.9 ～ 68.5	

福岡県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	筑後大石線 停車場	前	うきは市浮羽町高見335番3先から うきは市浮羽町高見336番1先まで	6.7 ～ 8.5	38.6
			後	うきは市浮羽町高見335番3先から うきは市浮羽町高見336番1先まで	10.2 ～ 18.9	

福岡県告示第558号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所
筑紫郡那珂川町大字五ヶ山字平野1332の2
- 保安林として指定された目的
水源の涵養かん
- 解除の理由
ダム用地とするため

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成30年4月12日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
福博総合印刷株式会社
 - 住所
福岡市博多区堅粕三丁目16番36号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
49,475,769円
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公示日

平成30年3月2日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品の名称及び数量

平成30年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」

朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各6回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成30年4月3日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社読売広告西部

(2) 住所

福岡市中央区赤坂一丁目16番5号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

35,089,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成30年2月16日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県財務会計システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成30年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社K C C

(2) 住所

福岡市博多区店屋町1番35号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

54,432,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

平成30年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 試験職種

ア 学科試験及び実技試験を行うもの

情報処理科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

- (1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鋳造科 (6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科 (11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ制御科 (16) 発変電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39) ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (43) 和裁科 (44) 寝具科 (45) 帆布製品科 (46) 木型科 (47) 木工科 (48) 工業包装科 (49) 紙器科 (50) 製版・印刷科 (51) 製本科 (52) プラスチック製品科 (53) レザー加工科 (54) ガラス科 (55) ほうろろ製品科 (56) 陶磁器科 (57) 石材科 (58) 麺科 (59) パン・菓子科 (60) 食肉科 (61) 水産物加工科 (62) 発酵科 (63) 建築科 (64) 枠組壁建築科 (65) とび科 (66) 建設科 (67) プレハブ建築科 (68) 屋根科 (69) スレート科 (70) 建築板金科 (71) 防水科 (72) サッシ・ガラス施工科 (73) 畳科 (74) インテリア科 (75) 床仕上げ科 (76) 表具科 (77) 左官・タイル科 (78) 築炉科 (79) ブロック建築科 (80) 熱絶縁科 (81) 冷凍空調機器科 (82) 配管科 (83) 住宅設備機器科 (84) さく井科 (85) 土木科 (86) 測量科 (87) 建築物設備管理科 (88) ボイラー科 (89) クレーン科 (90) 建設機械運転科 (91) 港湾荷役科 (92) 化学分析科 (93) 公害検査科 (94) 木材工芸科 (95) 竹工芸科 (96) 漆器科 (97) 貴金属・宝石科 (98) 印章彫刻科 (99) 塗装科 (100) 広告美術科 (101) デザイン科 (102) 義肢装具科 (103) 電気通信科 (104) 電話交換科 (105) 事務科 (106) 貿易事務科 (107) 流通ビジネス科 (108) 写真科 (109) 介護サービス科 (110) 理容科 (111) 美容科 (112) ホテル・旅館・レストラン科 (113) 観光ビジネス科 (114) 日本料理科

- (115) 中国料理科 (116) 西洋料理科 (117) 臨床検査科 (118) フラワー装飾科 (119) メカトロニクス科 (120) フォークリフト科 (121) 建築物衛生管理科 (122) 福祉工学科

2 受験資格

ア 情報処理科を受験する場合

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第3項による受験資格を有する者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

法第30条第3項による受験資格を有し、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)第46条の表上欄のいずれかの項(複数可)に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者(バルコニー施工及び電子回路接続を除く。)	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)

職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

4 受験資格のない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

(1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の試験の科目欄に掲げる試験を実施する。

免許職種	試験の科目
情報処理科	1 学科試験 (1) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） (2) 関連学科のうち系基礎学科 ①ソフトウェア（言語理論、プログラミング言語、オペレーティングシステム、データベース構造） ②ハードウェア（情報理論、CPU、周辺装置、コンピュータ・アーキテクチャ） ③ネットワーク（プロトコル、LAN） ④情報工学（情報科学、情報数学、情報セキュリティ） ⑤経営工学（経営管理、生産管理） ⑥安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 システム設計（コード設計、構造設計、画面設計、ファイル設計、モジュール設計、運用設計、データベース設計、プログラム設計） 2 実技試験（ペーパーテスト） システム設計、プログラム設計
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期日	場所
情報処理科	学科試験 実技試験	平成30年9月12日 (水曜日)	福岡県吉塚合同庁舎 803号室（福岡市博多区 吉塚本町13番50号）
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法		

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時00分から午後5時00分までの間において、別に指示する時間とする。

6 受験申請手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。）へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票（受験票には62円切手を、写真票には写真を貼ること。）

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門学校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

ウ 受験手数料は、学科試験申込みにあつては3,100円を、実技試験申込みにあつては15,800円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受付期間は、平成30年8月6日（月曜日）から平成30年8月17日（金曜日）までとする。ただし、土曜日及び日曜日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

(1) 合格者は、平成30年9月28日（金曜日）に受験番号のみ発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、職業能力開発課（電話092-643-3603）に行うこと。問合せを郵便で行う場合は、宛先及び郵便番号を明記して、82円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

平成30年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	562.04
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	219.79
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	684.33
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	234.80
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	885.47
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	248.06
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1173.04
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	108.65
〃	干害防備保安林	飯塚	飯塚市	0.32
〃	〃	宮若	宮若市	0.21
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	352.16
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	109.29
〃	水源かん養保安林	今川	〃	805.64
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	241.49
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	170.95
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	286.92

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年5月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) 万惣朝倉店

(2) 所在地 朝倉市一木字相割516番 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社万惣 代表取締役 山本 誠 広島県広島市佐伯区石内上一丁目8番1号	株式会社大石企画 代表取締役 大石 堅治 福岡市博多区博多駅南五丁目25番7号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ダイレックス大牟田甘木店

(2) 所在地 大牟田市大字甘木518番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

三井郡大刀洗町大字甲条字田ノ間二1246番2、1246番5、1249番2、1250番、1251番1、1251番4、1253番1及び1253番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

久留米市藤山町658番地

株式会社ツルク

代表取締役 猪口 武利

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩芥屋字久保地687番2及び688番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市光が丘4丁目9番地3

細野 節子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志登字相テキ432番1、432番3から432番17まで及び1163番の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区原五丁目3番42号
三都地建株式会社
代表取締役 畑 寛紀

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市福岡南一丁目1148番1及び1148番6から1148番10まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号
辰巳開発株式会社
代表取締役 今村 重記

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（2工区）福津市西福岡五丁目791番3、791番4、791番8、791番35、791番67から791番73まで、4560番63、4560番376から4560番607まで及び4939番1から4939番40まで並びに字福岡町5144番3から5144番11まで

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区高砂二丁目8番1号
九州セキスイハイム不動産株式会社
代表取締役 別府 信広

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事（4）第14559号	株式会社ミニミニ福岡 代表者 櫻井智章	福岡市博多区博多駅前3-27-22

- 2 聴聞期日及び場所

平成30年6月12日午後1時30分
福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁行政棟7階建築都市部会議室

- 3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

- 4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班
電話番号 092-643-3028
郵便による場合の宛先
郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り

消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成30年5月18日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社日本ゼウス	福岡市東区唐原1-4-34	高田 奉文	平成27年1月5日 福岡県知事許可(般-27) 第99625号

3 処分の内容

内装仕上工事に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社日本ゼウスの代表取締役は、福岡地方裁判所久留米支部から刑法第208条(暴行罪)により、罰金10万円の刑に処せられ、平成30年3月8日に、その刑が確定している。

このことは、建設業法第8条第11号に定める欠格要件に該当し、同法第29条第1項第2号に定める取消事由に該当する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成28年分の政治団体の収支報告書の要旨(平成29年11月福岡県選挙管理委員会告示第115号)の一部を、次のとおり改める。

平成30年6月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成28年分収支報告書の要旨中、自由民主党大牟田支部の項を次のとおり改める。

21 自由民主党大牟田支部		
報告年月日	29.02.15	
1 収入総額	9,479,881	
前年繰越額	8,071,385	
本年収入額	1,408,496	
2 支出総額	3,344,831	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(279人)	683,800
寄附	10,000	
個人分	10,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	616,000	
自由民主党福岡県支部連合会	616,000	
その他の収入	98,696	
一件十万円未満のもの	98,696	
4 支出の内訳		
経常経費	2,964,707	
人件費	1,521,947	
光熱水費	161,890	
備品・消耗品費	185,843	
事務所費	1,095,027	
政治活動費	380,124	
組織活動費	380,124	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間五万円以下のもの	10,000	
6 資産等の内訳		
〔預金又は貯金〕		4,000,000

平成28年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県支部連合会の項を次のとおり改める。

86 自由民主党福岡県支部連合会		
報告年月日	29.02.22	
1 収入総額	278,503,758	
前年繰越額	75,948,601	
本年収入額	202,555,157	
2 支出総額	157,221,725	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(21040人)	17,798,500
寄附	30,656,000	
個人分	3,000,000	
政治団体分	27,656,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	82,000,000	
自由民主党福岡県政経セミナー	82,000,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	71,683,440	
自由民主党兼用自動車支部	400,000	
自由民主党本部	63,561,440	
自由民主党福岡県第九選挙区支部	2,000,000	
自由民主党福岡県参議院選挙区第三支部	1,822,000	
自由民主党福岡県第三選挙区支部	718,000	
自由民主党福岡県第七選挙区支部	1,114,000	
自由民主党福岡県第五選挙区支部	1,054,000	
自由民主党福岡県参議院選挙区第二支部	1,014,000	
その他の収入	417,217	
支部負担 手帳・カレンダー代	379,740	
一件十万円未満のもの	37,477	
4 支出の内訳		
経常経費	52,385,768	
人件費	34,385,673	
光熱水費	1,192,099	
備品・消耗品費	1,409,950	
事務所費	15,398,046	
政治活動費	104,835,957	
組織活動費	8,300,980	
選挙関係費	4,177,998	
機関紙誌の発行その他の事業費	15,083,083	
機関紙誌の発行事業費	5,511,814	
宣伝事業費	4,543,611	
政治資金パーティー開催事業費	5,027,658	
調査研究費	60,496	

寄附・交付金	77,213,400		
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
井上 貴博	240,000	福岡市博多区	
鬼木 誠	240,000	福岡市中央区	
古賀 篤	240,000	福岡市早良区	
宮内 秀樹	240,000	古賀市	
原田 義昭	240,000	筑紫野市	
鳩山 邦夫	120,000	久留米市	
藤丸 敏	240,000	大牟田市	
麻生 太郎	240,000	飯塚市	
三原 朝彦	240,000	北九州市八幡西区	
山本 幸三	240,000	北九州市小倉北区	
武田 良太	240,000	田川市	
松山 政司	240,000	福岡市中央区	
大家 敏志	240,000	北九州市八幡東区	
〔政治団体分〕			
井上貴博後援会	2,188,000	福岡市博多区	
福岡県医師連盟	2,000,000	福岡市博多区	
鬼木 誠後援会	1,406,000	福岡市中央区	
国際政経研究会	942,000	北九州市八幡西区	
福岡文化政経会	21,100,000	筑後市	
年間五万円以下のもの	20,000		
6 特定パーティーの概要			
自由民主党福岡県政経セミナー	82,000,000	4,100人	福岡市中央区
7 資産等の内訳			
〔動産〕			
広報用自動車	32,849,320	19.06.28	1台
会議用テーブル椅子	1,236,000	03.09.05	1セット
応接セット	1,135,000	05.06.29	1セット

平成28年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県党支部の項を次のとおり改める。

137 自由民主党福岡県党支部			
報告年月日	29.02.22		
1 収入総額	9,365,804		
前年繰越額	3,980,928		
本年収入額	5,384,876		
2 支出総額	6,227,310		
3 本年収入の内訳			
個人の党費・会費	(12人)	14,950	
寄附	5,339,676		
団体分	2,339,676		
政治団体分	3,000,000		
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	30,000		
自由民主党福岡県支部連合会	30,000		
その他の収入	250		
一件十万円未満のもの	250		
4 支出の内訳			
経常経費	6,227,310		
人件費	6,214,930		
事務所費	12,380		
5 寄附の内訳			
〔団体分〕			
豊州産業(株)	60,000	福岡市中央区	
丹和建材(株)	60,000	京都府亀岡市	
(株)小澤	60,000	和歌山県和歌山市	
日田建工(株)	60,000	北九州市小倉南区	
真志田建材(株)	60,000	広島県広島市西区	
(株)小笠原	60,000	佐賀県鹿島市	
(有)フジミ	60,000	佐賀県西松浦郡有田町	
(株)吉田商店	60,000	大阪府泉佐野市	
浪速商工(株)	60,000	大阪府大阪市北区	
新建産業(株)	60,000	大阪府茨木市	
(株)原建材店	60,000	徳島県阿南市	
山田産業(株)	60,000	北九州市小倉北区	
平川産業(株)	120,000	北九州市八幡西区	
谷口商事(株)	60,000	田川市	
富士スレート(株)	60,000	徳島県徳島市	
年間五万円以下のもの	1,379,676		

〔政治団体分〕			
九州素准会	3,000,000		飯塚市
6 資産等の内訳			
〔借入金〕			
麻生 太郎	20,000,000		

平成28年分収支報告書の要旨中、麻生太郎後援会(麻生太郎と21世紀の会)の項を次のとおり改める。

1 麻生太郎後援会(麻生太郎と21世紀の会)			
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号		
公職の候補者の氏名	麻生 太郎		
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員		
報告年月日	29.03.16		
1 収入総額	37,630,919		
前年繰越額	6,863,597		
本年収入額	30,767,322		
2 支出総額	31,039,335		
3 本年収入の内訳			
寄附	30,750,000		
政治団体分	30,750,000		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	16,800		
手帳販売他	16,800		
その他の収入	522		
一件十万円未満のもの	522		
4 支出の内訳			
経常経費	19,351,247		
人件費	200,000		
光熱水費	1,162,821		
備品・消耗品費	4,729,815		
事務所費	13,258,611		
政治活動費	11,688,088		
組織活動費	6,033,971		
機関紙誌の発行その他の事業費	5,654,117		
機関紙誌の発行事業費	5,654,117		
5 寄附の内訳			
〔政治団体分〕			
九州素准会	30,750,000		飯塚市
6 資産等の内訳			
〔敷金〕			
財団法人 吉原町公会堂	1,620,000	60.09.24	
〔借入金〕			
麻生 太郎	28,000,000		

平成28年分収支報告書の要旨中、佐藤しげる後援会の項を次のとおり改める。

212 佐藤しげる後援会			
資金管理団体の届出をした者の氏名	佐藤 茂		
資金管理団体の届出に係る公職の種類	指定市議北九州		
報告年月日	29.02.23		
1 収入総額	8,815,128		
前年繰越額	120,116		
本年収入額	8,695,012		
2 支出総額	7,472,400		
3 本年収入の内訳			
寄附	2,465,000		
個人分	1,915,000		
政治団体分	550,000		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	6,230,000		
佐藤茂政経セミナー	6,230,000		
その他の収入	12		
一件十万円未満のもの	12		
4 支出の内訳			
経常経費	5,124,491		
人件費	1,118,600		
光熱水費	127,640		
備品・消耗品費	2,696,417		
事務所費	1,181,834		
政治活動費	2,347,909		
組織活動費	97,000		

機関紙誌の発行その他の事業費	942,596	
政治資金パーティー開催事業費	942,596	
調査研究費	13,516	
その他の経費	1,294,797	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
船越 英豊	120,000	北九州市小倉北区
濱永 光賢	120,000	北九州市小倉北区
豊永 満	185,000	北九州市小倉北区
高亀 良尚	120,000	北九州市戸畑区
白石 輝久	110,000	北九州市小倉北区
江頭 博明	55,000	北九州市小倉北区
阿部 勇	1,000,000	北九州市八幡東区
宮崎 寿	150,000	北九州市小倉南区
年間五万円以下のもの	55,000	
〔政治団体分〕		
自由民主党福岡県支部連合会	400,000	福岡市博多区
小倉薬剤師政治連盟	150,000	北九州市小倉南区
6 資産等の内訳		
〔借入金〕		
佐藤 茂	6,970,744	

平成28年分収支報告書の要旨中、田中久也後援会の項を次のとおり改める。

281 田中久也後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	田中 久也	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	県議	
報告年月日	29.02.08	
1 収入総額	14,130,899	
前年繰越額	922,961	
本年収入額	13,207,938	
2 支出総額	13,436,035	
3 本年収入の内訳		
寄附	8,160,000	
個人分	8,160,000	
その他の収入	5,047,938	
事務所使用料	1,284,840	
人件費	3,600,000	
一件十万円未満のもの	163,098	
4 支出の内訳		
経常経費	12,754,823	
人件費	8,400,000	
光熱水費	213,448	
備品・消耗品費	866,725	
事務所費	3,274,650	
政治活動費	681,212	
組織活動費	147,709	
機関紙誌の発行その他の事業費	452,830	
その他の事業費	452,830	
その他の経費	80,673	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
岩田 弘文	800,000	福岡市城南区
小林 裕子	300,000	福岡市早良区
田中 久也	7,000,000	福岡市西区
淵上 亀之助	60,000	大野城市
6 資産等の内訳		
〔敷金〕		
(株)三好不動産	1,720,000	02.10.27

平成28年分収支報告書の要旨中、福岡県獣医師政治連盟の項を次のとおり改める。

587 福岡県獣医師政治連盟		
報告年月日	29.02.14	
1 収入総額	3,340,456	
前年繰越額	2,420,306	
本年収入額	920,150	
2 支出総額	1,201,107	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(338人)	676,000
寄附	244,000	
個人分	244,000	
その他の収入	150	

一件十万円未満のもの	150	
4 支出の内訳		
経常経費	287,834	
人件費	150,000	
光熱水費	10,000	
備品・消耗品費	37,400	
事務所費	90,434	
政治活動費	913,273	
組織活動費	169,796	
選挙関係費	368,477	
寄附・交付金	255,000	
その他の経費	120,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間五万円以下のもの	244,000	
6 資産等の内訳		
〔預金又は貯金〕		
	973,000	

福岡県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、誠生会、いなとみ修二後援会、大塚かずよし後援会、中尾昌弘後援会、一友会及び山崎拓後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成27年分収支報告書の要旨、政治団体の平成26年分収支報告書の要旨（期限後提出）（平成28年11月福岡県選挙管理委員会告示第141号）及び政治団体の平成28年分収支報告書の要旨（平成29年11月福岡県選挙管理委員会告示第115号）の一部を、次のとおり改める。

平成30年6月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

平成27年分収支報告書の要旨中、誠生会の項を次のとおり改める。

257 誠生会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	田代 和誠	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市議	
報告年月日	28.03.31	
1 収入総額	70,017	
前年繰越額	70,002	
本年収入額	15	
2 支出総額	0	
3 本年収入の内訳		
その他の収入	15	
一件十万円未満のもの	15	

平成26年分収支報告書の要旨（期限後提出）中、誠生会の項を次のとおり改める。

4 誠生会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	田代 和誠	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市議	
報告年月日	28.03.31	
1 収入総額	227,502	
前年繰越額	146,000	
本年収入額	81,502	
2 支出総額	157,500	

3 本年収入の内訳		
寄附	81,500	
個人分	11,500	
政治団体分	70,000	
その他の収入	2	
一件十万円未満のもの	2	
4 支出の内訳		
政治活動費	157,500	
組織活動費	157,500	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間五万円以下のもの	11,500	
〔政治団体分〕		
民主党福岡県総支部連合会	70,000	福岡市博多区

平成28年分収支報告書の要旨中、いなとみ修二後援会の項を次のとおり改める。

3 いなとみ修二後援会		
国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号	
公職の候補者の氏名	稲富 修二	
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員	
資金管理団体の届出をした者の氏名	稲富 修二	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院2区	
報告年月日	29.02.17	
1 収入総額	23,273,664	
前年繰越額	20,473,205	
本年収入額	2,800,459	
2 支出総額	7,069,885	
3 本年収入の内訳		
寄附	2,798,710	
個人分	2,308,710	
政治団体分	490,000	
その他の収入	1,749	
一件十万円未満のもの	1,749	
4 支出の内訳		
経常経費	1,682,064	
人件費	1,103,200	
備品・消耗品費	133,735	
事務所費	445,129	
政治活動費	5,387,821	
組織活動費	85,240	
調査研究費	2,581	
寄附・交付金	299,000	
その他の経費	5,001,000	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
仲達 ミサ子	120,000	行橋市
上加世田 和文	180,000	福岡市中央区
田中 彰	100,000	福岡市早良区
陣内 良己	120,000	福岡市中央区
太田 美保	120,000	福岡市早良区
井手 千鶴子	60,000	小郡市
松山 廣子	60,000	福岡市早良区
高津 英子	60,000	福岡市南区
高田 律子	60,000	久留米市
三倉 圭子	90,000	福岡市南区
吉富 博子	110,000	福岡市南区
今村 貞昭	52,000	福岡市南区
北原 るみ子	500,000	福岡市博多区
萬年 浩雄	100,000	福岡市中央区
年間五万円以下のもの	576,710	
〔政治団体分〕		
次世代政策研究会	490,000	東京都分寺市

平成28年分収支報告書の要旨中、大塚かずよし後援会の項を次のとおり改める。

83 大塚かずよし後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	大塚 和佳	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	町議	
報告年月日	29.02.23	
1 収入総額	174,040	
前年繰越額	174,018	
本年収入額	22	
2 支出総額	0	
3 本年収入の内訳		
その他の収入	22	
一件十万円未満のもの	22	

平成28年分収支報告書の要旨中、中尾昌弘後援会の項を次のとおり改める。

316 中尾昌弘後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名	中尾 昌弘	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市長	
報告年月日	29.01.10	
1 収入総額	2,405,680	
前年繰越額	2,405,435	
本年収入額	245	
2 支出総額	264,867	
3 本年収入の内訳		
その他の収入	245	
一件十万円未満のもの	245	
4 支出の内訳		
経常経費	127,857	
備品・消耗品費	20,689	
事務所費	107,168	
政治活動費	137,010	
組織活動費	137,010	

平成28年分収支報告書の要旨中、一友会の項を次のとおり改める。

42 一友会		
報告年月日	29.03.22	
1 収入総額	454,314	
前年繰越額	2,314	
本年収入額	452,000	
2 支出総額	454,314	
3 本年収入の内訳		
寄附	452,000	
個人分	452,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	454,314	
組織活動費	217,320	
その他の経費	236,994	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間五万円以下のもの	452,000	

平成28年分収支報告書の要旨中、山崎拓後援会の項を次のとおり改める。

800 山崎拓後援会		
報告年月日	29.03.29	
1 収入総額	10,229,332	
前年繰越額	2,829,202	
本年収入額	7,400,130	
2 支出総額	8,370,808	
3 本年収入の内訳		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	7,400,000	
第15回山崎拓政経塾研修会	1,190,000	
第16回山崎拓政経塾研修会	1,450,000	
山崎拓出版記念会	3,260,000	
第17回山崎拓政経塾研修会	1,500,000	

その他の収入	130
一件十万円未満のもの	130
4 支出の内訳	
経常経費	3,120,146
人件費	234,440
備品・消耗品費	1,244,511
事務所費	1,641,195
政治活動費	5,250,662
組織活動費	2,400,530
機関紙誌の発行その他の事業費	2,100,132
政治資金パーティー開催事業費	2,100,132
寄附・交付金	750,000

公安委員会

福岡県公安委員会告示第144号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成30年6月1日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第3号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成30年7月11日（水）から同年7月19日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条

例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成30年7月17日（火）から同年7月19日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習

12名

- (2) 追加取得講習

6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に

規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成30年6月11日（月）から同年6月13日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に

、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

(5) 本講習は、法第2条第1項第4号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第145号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成30年6月1日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成30年7月11日（水）から同年7月19日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（4日目の講習は午後0時10分まで、最終日の講習は午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所

平成30年7月18日（水）から同年7月19日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
-------------------------------	--	-------------------------------------

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
6名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習
受講申込時において、最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 追加取得講習
受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上の者

5 受講申込手続等

- (1) 受付期間
平成30年6月11日（月）から同年6月13日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
ア 新規取得講習
(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

- (イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者に該当することを疎明する書面
 - a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）
 - b 履歴書
- イ 追加取得講習
 - (ア) 前記5(3)アに掲げる書面
 - (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
ア 新規取得講習
34,000円
イ 追加取得講習
10,000円
※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。
- (5) 申込方法等
ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。
※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。
- (5) 本講習は、法第2条第1項第3号に係る講習と同時開催とする。

福岡県公安委員会告示第146号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公

安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成30年6月1日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成30年8月7日（火）から同年8月9日（木）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

38名

4 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成30年7月23日（月）から同年7月25日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

※ 申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(4) 講習受講手数料

38,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しな

かった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

5 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45

分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第147号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成30年6月1日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 空港保安警備業務1級
- (2) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成30年9月4日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成30年9月5日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成30年8月20日（月）から同年8月22日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正

午から午後1時00分までの間を除く。)

(3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

(イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)

(5) 検定手数料

空港保安警備業務1級及び2級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前(電話)受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間

(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み(郵送等)は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間(2日間)内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ(URL: <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>)で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第149号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年6月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成30年7月26日（木） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、

その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第150号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成30年6月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成30年7月4日（水） 午後1時30分～午後4時30分	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
平成30年7月9日（月） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署
平成30年7月13日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園五丁目1番5号 小倉南生涯学習センター視聴覚室	小倉南警察署
平成30年7月24日（火） 午後1時30分～午後4時30分	筑紫野市上古賀一丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱

の知識と実際」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第151号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成30年6月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成30年8月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成30年8月9日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成30年8月2日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。

- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。